

# 伊勢市社会福祉協議会への寄附金について 税額控除制度の適用を受けることができるよう になりました

伊勢市社会福祉協議会は、平成 25 年 8 月 12 日から税額控除対象社会福祉法人に認められました。これに伴い、伊勢市社会福祉協議会に寄附された個人の方については、所得税の税額控除を受けることができます。

控除の対象となるのは、平成 25 年 8 月 12 日以降に、個人が支出した寄附金及び社協会費（賛助会員）です。

- 1) 確定申告時に、従来からの「寄附金控除（所得控除）」の適用を受けるか、「税額控除」の適用を受けるか、どちらか有利な方を選択することができます。

## ①所得控除を選択した場合

寄附金額（総所得の 40%が限度） - 2,000 円 = 年間所得からの控除額

## ②税額控除を選択した場合

（寄附金額 - 2,000 円）× 40% = 所得税額からの控除額（所得税額の 25%が限度）

- 2) 税額控除を受けるためには、確定申告の際に、本会の発行した「寄附金または社協会費（賛助会員）の領収書」と「税額控除に係る証明書」の写しの提出が必要となりますので、大切に保管してください。

※「税額控除に係る証明書」の写しにつきましては、伊勢市社会福祉協議会 本所・各支所の窓口にてお渡しいたしますので、必要な場合はお申し出ください。

みなさまからのご寄附は、伊勢市の地域福祉の推進を目的とした社会福祉事業に広く活用させていただきます。

今後とも、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



伊勢市社会福祉協議会マスコットキャラクター  
げんきくん      こころちゃん